

じょうかそう

# 浄化槽を使用されている皆さまへ

水環境を守るため、浄化槽の**保守点検・清掃・法定検査**を必ず行ってください。

◆ 浄化槽をお持ちの方は、次の3つが法律で義務付けられています！

1. **保守点検**の実施（年に3～4回以上）
2. **清掃**の実施（年に1回以上）
3. **法定検査**の受検（年に1回）

※ これらを実施せず、県からの指導に従わない場合、罰則が適用されることがあります。

浄化槽の仕組みをもう一度ご理解いただき、上手にご使用ください。

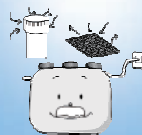
台所では油脂類をできるだけ流さないでください。  
（フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。）



浄化槽の上には物を置かないで下さい。  
維持管理の妨げや亀裂、漏水の原因となります。



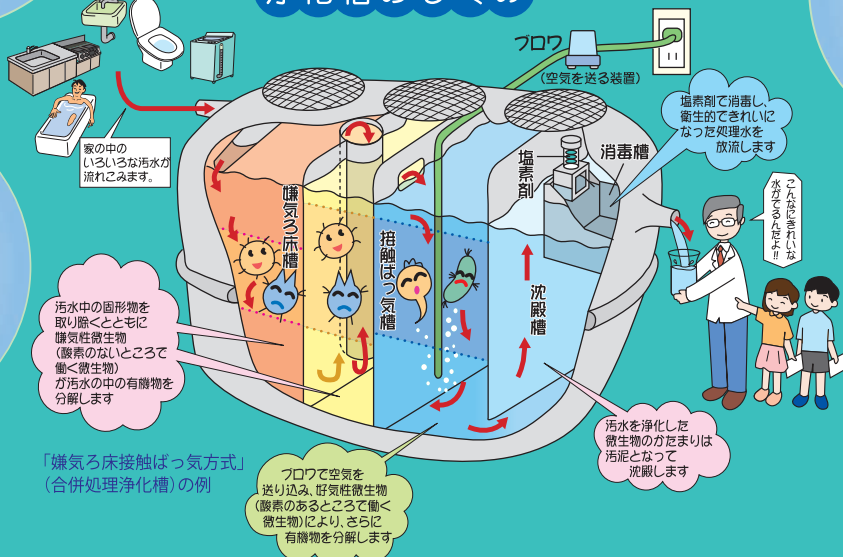
浄化槽は生き物と同じです。  
浄化槽（プロウ）の電源は絶対に切らないでください。  
大切な微生物が窒息してしまいます。



便器の掃除に塩酸などの劇物や殺虫剤は使わないでください。



## 浄化槽のしくみ



トイレトペーパー以外のものは流さないでください。



汚水中の固形物を取り除くとともに嫌気性微生物（酸素のないところで働く微生物）が汚水の中の有機物を分解します

「嫌気ろ床触れっ気方式」(合併処理浄化槽)の例

プロウで空気を送り込む、好気性微生物（酸素のあるところで働く微生物）により、さらに有機物を分解します

汚水を浄化した微生物のかたまりは汚泥となって沈殿します

塩素剤で消毒し衛生的できれいになった処理水を放流します

水がきれいなお水が飲めます!!

放流水の色、臭いに注意してください。異常を発見したらすぐに専門の業者に連絡して下さい。



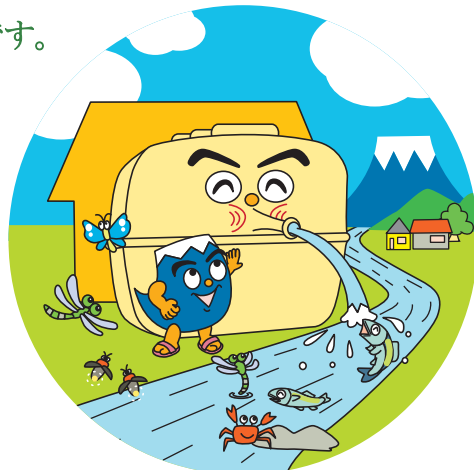
浄化槽の十分な機能発揮には、適切な維持管理が必要不可欠です。

『法定検査』は保守点検・清掃が適正に行われ、ご家庭の排水が本当にきれいになっているかを確認する重要なものになります。

検査により浄化槽の不具合を早期に発見できれば、水環境を守り、快適な生活環境の保全につながります！

静岡県では、次世代へ美しい自然を引き継いでいくために、環境保全施策に取り組んでいます。

皆さま1人1人のご協力が必要となりますので、よろしくお願ひします。



→ うらに続く

# 法定検査（年1回の定期検査）を受けましょう！



1. 法定検査は県知事の指定した検査機関である  
(一財) 静岡県生活科学検査センターがおこないます。
2. 検査内容は外観検査・水質検査・書類検査です。
3. 検査は不在時でもおこなうことができます。
4. 検査時間は30分程度です。
5. 検査費用は、一般家庭で6,000円(口座振替の場合は5,500円)です。

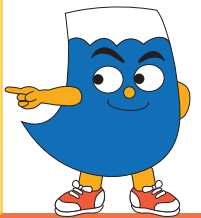
## <法定検査のお申し込み先>

静岡県指定検査機関 (静岡県環生第1号)

(一財) 静岡県生活科学検査センター (施設検査部)

TEL 054-621-5030 受付時間 (8:30-17:15)

HP <http://www.shizuokaseikaken.or.jp/index.html>



## Q よくあるご質問 A

### 法定検査とは…?

県の指定を受けた指定検査機関が、浄化槽の設置工事やその後の保守点検・清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを外観検査や水質検査、書類検査により調査します。人間に例えると、年に1回行う健康診断のようなものです。

### 清掃とは…?

市町の許可を受けた清掃業者が、浄化槽内にたまった汚泥やスカム※などを引き抜き、浄化槽内の掃除を行います。

※ 有機物を分解した微生物の死骸のこと。

### 法定検査を受けない場合に罰則はあるの？

浄化槽法の一部が改正され、平成18年から県は、法定検査を受検しない浄化槽管理者に対して、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに、勧告・命令を行うことができることになりました。また、この命令に違反した場合には、過料(金銭罰)に処せられることがあります。

### 保守点検とは…?

県等の登録を受けた保守点検業者※が、浄化槽の点検や付帯設備の調整、修理のほか消毒剤の補充等、浄化槽を正常に機能させるための作業を行います。人間に例えると病気を予防するため、日常的に行っている健康管理のようなものです。

※ 県生活環境課のホームページに県で登録を受けている保守点検業者を掲載しています。

## <浄化槽に関するお問い合わせ先>

賀茂健康福祉センター環境課	〒415-0016	下田市中531-1	0558-24-2053
東部健康福祉センター生活環境課	〒410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2136
中部健康福祉センター環境課	〒426-8664	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9268
西部健康福祉センター環境課	〒438-8622	磐田市見付3599-4	0538-37-2250
くらし・環境部環境局生活環境課	〒420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2253
静岡市廃棄物対策課	〒420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1264
浜松市お客さまサービス課	〒430-0906	浜松市中区住吉5丁目13-1	053-474-7915
沼津市クリーンセンター管理課	〒410-0813	沼津市上香貫三ノ洞2417-1	055-933-0711
富士市生活排水対策課	〒417-8601	富士市永田町1丁目100番地	0545-55-2853
(一社)静岡県浄化槽協会	〒422-8043	静岡市駿河区中田本町2-10	054-283-7055